石狩湾漁業協同組合における資源管理協定

協定締結日　令和６年３月１１日
協定認定日　令和６年３月１４日

（目的）
第１条　本協定は、石狩湾漁業業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）
第２条　本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（１）	石狩市地先海面	さけ（しろさけ）北海道海域	さけ定置漁業
		くろまぐろ（小型魚、大型魚）	
（２）	石狩市地先海面	なまこ類北海道周辺海域	小型機船底びき網漁業（手繰第３種漁業「なまこけた網漁業」）
（３）	石狩市地先海面	うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域	小型機船底びき網漁業（手繰第３種漁業「貝けた網漁業」）
（４）	石狩市地先海面	にしん北海道	にしん刺し網漁業
（５）	石狩市地先海面	ほっけ道北系群	いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業

（資源管理の目標）
第３条　本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

	水産資源の種類	目標
（１）	さけ（しろさけ）北海道海域	北海道資源管理方針別紙３－１に定める資源管理の方向性
	くろまぐろ（小型魚、大型魚）	資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第1982号。以下同じ。）別紙２－１及び２－２に定める目標
（２）	なまこ類北海道周辺海域	北海道資源管理方針別紙３－50に定める資源管理の方向性
（３）	うばがい（ほっきがい）北海道周辺海域	北海道資源管理方針別紙３－53に定める資源管理の方向性
（４）	にしん北海道海域	北海道資源管理方針別紙３－９に定める資源管理の方向性
（５）	ほっけ道北系群	北海道資源管理方針別紙３－20に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条　前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
（１）	●道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 　なお、必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、参加者間で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。
	●北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 　さらに、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第２項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）
（２）	●操業期間の10％以上を休漁 ○使用漁具の制限 　けた網の長さ3.5m以内 ○漁獲許容量の設定
（３）	●操業期間の10％以上を休漁 ○使用漁具の制限 　けた網の長さ1.5m以内 ○漁獲物の殻長制限 　ほっきがい殻長7.5cm未満は採捕禁止
（４）	●操業期間の10％以上を休漁 ○小型魚保護のための出荷規制 　5kgで30尾を超えるものは出荷しない ○使用漁具の制限 　網目は２寸以上２寸７分以下 ○種苗放流
（５）	●操業期間の10％以上を休漁 ○使用漁具の制限 　長さ150m以内、幅32m以内、網立22.5m以内、垣網1,000m以内

（●：主要な取組内容、○：その他の取組内容）

（取組の履行確認に関する事項）

第５条　前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

３　第１項の履行確認は、北海道資源管理協議会において行うこととする。

４　第１項の履行確認においては、前条の主要な取組内容については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、その他の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
（１）	【さけ】 捕獲、採卵実績が分かる資料及び証明書 親魚確保のための措置の実施が確認できる資料
	【くろまぐろ】 ・漁獲がある場合 実施報告書、実施状況確認書、漁獲割当確認表 ・漁獲がない場合 実施報告書、実施状況確認書、操業日誌、放流の動画または写真
（２）	漁協伝票
（３）	漁協伝票
（４）	漁協伝票
（５）	漁協伝票

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第６条　全ての参加者は、漁業法（昭和24 年漁業法第267 号。以下「法」という。）第30条第１項、第58条において読み替えて準用する第52条第１項及び第90条第１項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。

２ 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第７条　第４条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

２　前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第８条　参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第９条　全参加者の代理権を有するもの（以下「協定代表者」をいう。）は、本協定に参加しようと

する者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

２　参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

３　参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第10条　本協定の有効期間は、協定締結の日から５年間（令和６年３月１１日から令和１１年３月１０日まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）

第11条　法第126 条第１項の規定に基づき北海道知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の３分の２以上の多数をもって行う。

（協定代表者の機能及び経費の負担）

第12条　協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一　資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二　法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三　その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

２　協定代表者は、本協定の手続を経た事項について、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

３　協定代表者は、第１項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

４　協定にかかる事務手続き及び報告については、石狩湾漁業協同組合が処理するものとする。

（その他）

第13条　本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和６年３月１１日から施行する。

（本協定の参加者）

別添参加者名簿のとおり

（以上）